

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

企業間の連携

企業の多様化・高度化するニーズに応え、事業戦略、財務戦略、資本戦略といった経営戦略に深く関与する戦略ソリューションをグループ一体となって提供することで、地域企業の持続的な成長に貢献していきます。

IT実装支援

企業の生産性向上や法制度対応などの様々な経営課題に対して、本部内にコンサルティングを中心とした課題解決をおこなう「デジタルアドバイザー」と、主にビジネスマッチングの提案をおこなう「デジタルデザイナー」を配置するとともに、グループ会社や外部専門家企業との連携を通じ、最適なソリューションの提案・提供をおこなうことで、企業のデジタル化を支援しています。

グリーン化の取組

お客さま企業とのエンゲージメント強化に取り組み、環境分野ファイナンスや脱炭素事業性評価、GHG排出量可視化支援等、企業の取組フェーズに応じたサステナビリティ関連ソリューションを提供しています。

健康経営に関する取組

健康経営の取り組みについて取引先との意見交換等を通じ、ノウハウを提供するとともに、健康経営に関する勉強会の企画・開催等を通じ、普及拡大を進めています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のた

めの価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

横浜フィナンシャルグループは、「地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー」を長期的にめざす姿として掲げています。

地域金融機関として、お客さま・地域社会の抱える課題に真摯に向き合い、課題解決に向けたソリューションを提供していくことで、活力ある地域社会の持続的発展に貢献してまいります。

2022年2月9日

(2022年9月21日更新)

(2024年7月30日更新)

(2025年10月1日更新)

株式会社横浜銀行（株式会社横浜フィナンシャルグループ）

代表取締役頭取 片岡 達也